

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
(フロン排出抑制法)

**充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・
引取等実施者等に関する運用の手引き**

第2版（令和2年3月）

環境省 経済産業省

はじめに

フロン類とは、炭素とフッ素等の化合物であり、CFC、HCFC、HFC の総称である。フロン類は、不燃性、化学的に安定、人体に毒性が小さいなどの特徴を有するものが多く、エアコンや冷蔵庫などの冷媒をはじめ、断熱材等の発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど、様々な用途に活用されてきた。一方で、フロン類のうち分子中に塩素を含有する CFC、HCFC は特定フロンと呼ばれ、オゾン層を破壊する効果を有している。また、分子中に塩素をもたない HFC は代替フロンと呼ばれ、オゾン層は破壊しないが、特定フロンと同様に強い温室効果(二酸化炭素の数十倍から一万倍超。)を有している。以上から、フロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から、きわめて重要な課題であり、様々な国際枠組みや国内法制により対策が進められてきた。

特に、パリ協定の対象ガスである代替フロンについては、かつて排出量の大宗を占めた産業分野での排出が産業界の自主行動計画により減少する一方、近年、冷凍空調機器の冷媒分野において、特定フロンから代替フロンへの転換が進んだことに伴い、排出量が増加している。この結果、我が国の温室効果ガス排出量全体は再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源の CO₂ 排出量が減少したこと等により5年連続で減少する一方で、代替フロンは、2005 年以降排出が増加し続けており、地球温暖化対策における代替フロンの排出削減、特に冷媒分野における対策の重要性が増している状況にある。

冷媒用途のフロン類の排出抑制対策としては、平成 13 年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定され、平成 18 年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加する法改正が行われた。また、平成 25 年には、機器の使用時におけるフロン類の漏えいが想定よりも相当程度多いことが判明したこと等を踏まえ、フロン類の回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が導入され、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に改められた。

さらに、令和元年には、低迷する機器廃棄時のフロン類の回収率を向上させるため、引渡義務違反にかかる直接罰や廃棄物・リサイクル業者等が機器を引き取る際にフロン回収を確認できない場合の引取り禁止等を追加する法改正が行われた。

本手引きは、フロン排出抑制法の施行に当たり、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の整備時及び廃棄時においてフロン類の充填・回収業者等が行うべき取組を対象とし、主に当該事業者や地方公共団体等の担当者向けに、法律、政省令等の考え方を解説したものである。

なお、第一種特定製品の管理に関わる事業者については「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を、フロン類の再生、破壊に関わる事業者については「フロン類の再生・破壊業者に関する運用の手引き」を併せて参照願いたい。

目次

本手引きの要点.....	
第1章 フロン排出抑制法とは	1
(1) フロン類の製造業者等が講ずべき措置(法第9条～第11条)	2
(2) 指定製品の製造業者等が講ずべき措置(法第12条～第15条)	2
(3) 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置(法第16条～第26条)	2
(4) 第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収(法第27条～第49条)	2
(5) 第一種特定製品から回収されたフロン類の再生、フロン類の破壊(法第50条～第73条)	3
第2章 法律の対象	4
1. フロン類	4
2. 第一種特定製品	5
(1) エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器	5
(2) 業務用の機器	5
(3) 冷媒としてフロン類が充填されている	5
(4) 第二種特定製品	5
3. 管理者	9
(1) 管理者	9
(2) 例外に該当する事例	9
4. 第一種特定製品廃棄等実施者	11
「廃棄等」とは	11
5. 第一種特定製品整備者	11
(1) 第一種特定製品整備者に該当する場合	11
(2) 「整備」の範囲	12
6. 第一種フロン類充填回収業者	12
7. 第一種フロン類引渡受託者	13
(1) 引渡受託者の例	13
(2) 引渡受託者の役割	13
8. 特定解体工事元請業者	14
(1) 解体工事等の際に必要な取組	14
(2) 特定解体工事元請業者の役割	14
9. 引取等実施者	14
(1) 引取り等の際に必要な取組	13
(2) 引取等実施者の役割	13
10. その他の関係主体	16
(1) フロン類の製造業者等、指定製品の製造業者等	16
(2) フロン類を運搬する事業者	16
(3) 第一種フロン類再生業者	16

(4) フロン類破壊業者	17
第3章 フロン類の充填・回収の流れ	18
1. 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填及び回収の流れ	20
(1) 第一種特定製品整備者の充填・回収の委託義務	21
(2) 第一種特定製品整備者のフロン類引渡義務	23
(3) 充填証明書・回収証明書の交付	23
(4) 情報処理センターの利用	25
(5) 再生証明書・破壊証明書	27
2. 第一種特定製品の廃棄時におけるフロン類の回収の流れ	31
(1) 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し	32
(2) 行程管理制度(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)	32
(3) 引取証明書の交付がなされない場合等の報告	40
(4) 再生証明書・破壊証明書	41
第4章 第一種フロン類充填回収業者が取り組むべき事項	47
1. 第一種フロン類充填回収業者の登録等	48
(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録	48
(2) 登録の基準	50
(3) 登録の実施	51
(4) 登録の更新	51
(5) 変更の届出	52
(6) 廃業等の届出	54
(7) 都道府県知事による登録の抹消、取消し等	55
2. 第一種フロン類充填回収業者のフロン類引取義務、引渡義務	56
(1) フロン類の引取義務	56
(2) 引取証明書の交付	58
(3) フロン類の引渡義務	61
3. 充填基準・回収基準・運搬基準・確認基準	64
(1) 充填に関する基準	64
(2) 回収に関する基準	72
(3) 運搬に関する基準	76
(4) 確認に関する基準	76
4. 充填証明書・回収証明書の交付・情報処理センターの活用	77
5. 第一種フロン類充填回収業者の記録・報告等	79
(1) 充填量、回収量等の記録・保存	79
(2) 記録の閲覧	81
(3) 都道府県への報告	82
6. 第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の再生	84
第5章 引渡受託者が取り組むべき事項	86
1. 充填回収業者への委託確認書の回付及び写しの保存	86
2. 再委託について承諾する旨を記載した書面の被交付、保存及び回付	87

3. 第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証明書の写しの保存及	88
第6章 特定解体工事元請業者が取り組むべき事項.....	90
1. 特定解体工事元請業者の確認及び説明.....	90
(1) 特定解体工事元請業者による説明.....	91
(2) 留意事項	91
(3) 特定解体工事元発注者による協力	91
2. 事前確認により確認された第一種特定製品の処理について.....	92
第7章 引取等実施者が取り組むべき事項.....	94
1. 第一種特定製品の引取り等を行う際の必要事項.....	94
(1) 廃棄等実施者から交付された引取証明書の写しの回付	95
(2) 引取等実施者による引取証明書の写しの保存.....	95
2. フロン類未回収の第一種特定製品の引取り等の禁止.....	96
第8章 その他の事項	99
1. みだり放出の禁止	99
2. 費用負担.....	99
3. 特定製品への表示.....	100
(1) 表示を行う者.....	101
(2) 表示事項.....	101
(3) 表示方法.....	101
(4) 表示のイメージ	102
4. 第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項	103
(1) 自動車リサイクル法施行前の回収の扱い	103
(2) 第二種特定製品整備時の回収、運搬に関する技術基準.....	103
5. 指定製品.....	103
(1) フロン類使用製品	104
(2) 指定製品.....	104
6. 他法令との関係.....	106
(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	106
(2) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	106
(3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)	106
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法).....	107
(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	107
(6) 高圧ガス保安法.....	107
7. 罰 則	108
(1) 充填回収業の無登録営業、不正登録、業務命令停止違反(法第 103 条第1～3号).....	108
(2) みだり放出(法第 103 条第 13 号)	108
(3) 命令違反(法第 104 条)	108
(4) 引取り等違反(法第 104 条第3号).....	109
(5) 変更届出義務違反(法第 105 条第1号)	110

(6) 引取証明書の回付・保存義務違反(法第 105 条第5号・第6号)	110
(7) 虚偽記載(法第 107 条第1号)	110
(8) 虚偽報告、検査拒否(法第 107 条第2号・第3号)	110
(9) 廃業届出義務違反(法第 109 条第2号)	110
第9章 様式・資料	111
1. 各都道府県窓口	111
2. フロン類の種類	112
(1) フロン類	112
(2) フロン類の冷媒番号別の種類と GWP(地球温暖化係数)	113
3. フロン類回収装置の種類及び能力一覧表	116
4. 法定様式	123
(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録申請書	123
(2) 変更届出書	125
(3) 充填量・回収量報告書(新様式)	126
(4) 充填量・回収量報告書(旧様式)	128
5. 記載例	130
(1) 登録申請書の記載要領	130
(2) 同一区域内にフロン類の回収を行う事業者が複数ある場合の申請方法	131
6. 登録審査評価事例	132
7. 参考様式	134
(1) 法 29 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例	134
(2) 都道府県による第一種フロン類充填回収業者登録通知書の例	135
(3) 充填証明書・回収証明書の例	136
(4) 第一種フロン類充填回収業者記録様式の例	138
(5) 点検記録簿の例((一社)日本冷凍空調設備工業連合会)	139
(6) 電子ログブック((一財)日本冷媒・環境保全機構)	140
(7) (一財)日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターの利用方法	141
(8) 行程管理票の例((一財)日本冷媒・環境保全機構)	144
(9) 破壊証明書・再生証明書等の例((一財)日本冷媒・環境保全機構)	152
(10) 事前確認書の例((一財)日本冷媒・環境保全機構)	160

用語の定義 本手引きにおいて用いる用語は、特にことわりのない限り以下のとおりとする。

CFC	クロロフルオロカーボン
HCFC	ハイドロクロロフルオロカーボン
HFC	ハイドロフルオロカーボン
フロン類	フロン排出抑制法の対象となるCFC、HCFC、HFC
GWP	地球温暖化係数(CO ₂ を1とした場合の温暖化影響を表す値)
フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (なお、本手引きにおいて特にことわりのない限り、「法」又は「改正法」とは、フロン排出抑制法を指す。)
フロン回収・破壊法	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成25年改正(平成27年4月1日施行)以前の法律名) ※現フロン排出抑制法
政令(施行令)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令(平成13年政令第396号)
施行規則	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省、環境省令第7号)
特定解体工事時書面記載事項省令	特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)
管理者判断基準	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年12月10日経済産業省、環境省告示第13号)
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
空調機器	エアコンディショナー
冷凍冷蔵機器	冷蔵機器及び冷凍機器
冷凍空調機器	エアコンディショナー及び冷凍冷蔵機器
第一種特定製品	業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの
廃棄等	第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること
廃棄等実施者	第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(第一種特定製品廃棄等実施者)
管理者	第一種特定製品の所有者その他第一種特定製品の使用等を管理する責任を有する者(第一種特定製品の管理者)
充填回収業者	第一種フロン類充填回収業者
引渡受託者	第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。第一種フロン類引渡受託者。)
整備者	第一種特定製品の整備を行う者(第一種特定製品整備者)

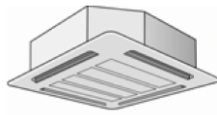
整備発注者	第一種特定製品の整備の発注を行う者
特定解体工事発注者	建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者
特定解体工事元請業者	特定解体工事発注者から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業を営む者
引取り等	第一種特定製品の解体その他処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償もしくは無償で譲り受けること
引取等実施者	引取り等(第一種特定製品の解体その他処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償もしくは無償での譲受け)を行おうとする者

本手引きの要点

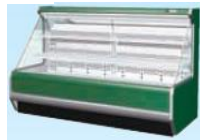
本手引きの主な対象者

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のフロン類の充填・回収を行う第一種フロン類充填回収業者や機器の廃棄時に回収されたフロン類の引渡しに関わる第一種フロン類引渡受託者、特定解体工事元請業者、第一種特定製品引取等実施者に係る義務等について解説する。

業務用冷凍空調機器



業務用空調機器



冷凍冷蔵
ショーケース

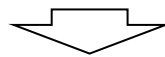


定置型冷凍冷蔵
ユニット



ターボ式冷凍機 等

※オフィスやビル、スーパー・コンビニ・食料品店・ドラッグストア等の小売店、精密機械等の製造工場や研究施設、冷蔵倉庫・鉄道・船舶・旅客機等の運輸関係、食品工場・漁船・ビニールハウス等の農林水産業関係、役所・各種ホール・学校等の公共施設、病院等、幅広い施設で使用される業務用エアコン・冷凍冷蔵機器がこの法律や手引きの対象となる。



取り組むべき措置

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のフロン類の充填・回収を行う者は、フロン排出抑制法に基づき、主として以下の措置が求められている。

1. 第一種フロン類充填回収業者としての都道府県への登録等
自社充填の場合も登録が必要となる。
2. フロン類の引取義務
正当な理由がある場合を除き、引取りを求められたフロン類を引き取らなければならない。
3. 充填基準・回収基準・運搬基準の遵守
繰り返し充填によるフロン類の漏えいを防止するための充填基準等の遵守が必要となる。
4. 充填証明書・回収証明書の交付(整備時)
第一種特定製品の管理者によるフロン類算定漏えい量の算定に必要な充填・回収証明書の交付が義務とされている。
5. 引取証明書の交付・写しの保存(廃棄時)
6. 充填量・回収量等に関する記録の保存、都道府県への報告
7. 再生証明書・破壊証明書の回付・写しの保存
8. フロン類回収等の料金説明